

経営者のための法律相談Q&A その53

事業用融資における個人保証（民法改正）

1 民法が改正されました

「迷惑をかけないから」「名前だけ貸してほしい」などとお金を借りたい人から頼まれ、安易に保証人になってしまつたために、思つていた以上に多額の保証債務の履行を求められ、保証人の生活が破綻してしまつたという話を聞かれたことがある方もいらっしゃるかと思います。

そのような例を減らすため、この度民法が改正され、令和2年4月1日から施行されています。法人や個人事業主が事業用の融資を受け、個人が保証人となる場合、新たな手続が必要となりました。

2 保証とは？

まず、保証の意味を確認したいと思ひます。保証とは、主債務者（お金を借りたり、商品を購入したりした人）

が債務の支払いをしない場合に、主債務者に代わって支払いをすべき義務を負うことをいいます。連帯保証も保証

る主債務の具体的な内容を認識しているか、保証契約を締結すれば保証人は保証債務を履行しなければならないことを理解しているなどを確認されます。

以上の通り、法人や個人事業主が事業用の融資を受け、個人が保証人となる場合、公証人による保証意思確認手続が必要となります。

その後、所要の手続きを経て、保証意思が確認された場合は公正証書が作成されます。保証意思確認の手続の手

では、個人が事業用融資の保証人に

なるうとする場合、どのような手続が必要になったのでしょうか。

3 公証人による保証意思確認手続

個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合、公証人による保証意思の確認手続を経なければならぬこととなりました。

具体的には、保証人になろうとする方は、保証契約を締結する前に、原則として公証役場に出向いて、保証意思確認の手続（保証意思明公正証書の作成の嘱託）を行うことになります。

この公正証書は、保証契約締結の日前1か月以内に作成される必要があります。また、この手続は、代理人に依頼することはできず、必ず保証人本人がしなければならないとされています。

公証人からは、保証しようとしている主債務の具体的な内容を認識しているか、保証契約を締結すれば保証人は保証債務を履行しなければならないことを理解しているなどを確認されます。

5 引き続き注意は必要です

以上の通り、法人や個人事業主が事業用の融資を受け、個人が保証人となる場合、公証人による保証意思確認手続が必要となりました。

もっとも、この改正は事業用融資に適用されるものであり、居住用住宅の

数料は、1通1万1,000円のことです。

この意思の確認手続を経ずに保証契約を締結してもその契約は無効となります。

この手続きを新たに追加することによう、安易に保証人になることを防ごうというのが、本改正の目的です。

4 意思確認手続きの例外

ただし、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合であっても、意思確認手続が不要な例外があります。

例外の場合とは、①主債務者が法人

である場合で、その法人の理事、取締役、執行役や議決権の過半数を有する

株主等、②主債務者が個人である場合

で、その主債務者と共同して事業を行つてゐる共同事業者や、主債務の事業に現に従事している主債務者の配偶者

者が保証人になる場合です。

前述の①及び②のようの方は、主債務者の事業と関係が深いため、保証人となるリスク等を把握していると考えられることから、意思確認手続きが必要とされています。

（本稿担当 中江詩織）

購入費用など事業のためでない場合の保証には適用されません。

また、本改正の手続きを経て、保証人となり、支払いができない場合、自らの財産（不動産・給与・預貯金など）が差押えられるなど、裁判所の関与の下で支払いを強制される可能性もあります。保証は大きな財産的リスクを伴うものですので、安易に保証人とならないよう引き続き注意は必要です。



弁護士法人あすか 東広島事務所
〒739-0025
東広島市西条中央7丁目三番三五号
☎ 493-17100 ☎ 493-17101
加藤拓 鈴木謙治・中岡正薰・中江詩織

大橋真人・河田崇大